

# 「長洲港土砂処分場整備事業に係る環境影響評価準備書」 についての熊本県知事意見

環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成及び事業の実施に当たっては、次の事項について十分に勘案すること。

## 〔全体事項〕

- (1) 本事業について、地域住民等から事業者へ提出された意見及び公聴会で述べられた意見では、埋立地に搬入されるしゅんせつ土砂の安全性並びに水環境及び動植物への影響等について懸念が示されている。  
そのため、引き続き地域住民等に対し事業について理解を得られるよう説明に努めること。
- (2) 環境監視調査について、評価書に調査の時期や回数等の調査計画を記載するとともに、事後調査及び環境監視調査（以下「事後調査等」という。）を適切に実施すること。  
また、過去に実施された公有水面の埋立て又は干拓の事業による環境影響に係る研究事例等も参考に、長期的かつ広域的な視点で本事業による環境影響の把握及び分析に努め、環境影響が確認された場合は、追加の環境保全措置を講ずること。

## 〔水環境〕

### ＜水質＞

- (1) 埋立地の存在による底生動物及び付着動物（以下「底生動物等」という。）への影響については、埋立区域と同様の海域環境が埋立区域外にも広く連続的に分布すること、また潮流の流向及び流速への影響の範囲が埋立区域近傍に限られること等からその影響は小さいと予測されているが、底層溶存酸素量の観点からも底生動物等への影響を調査する必要がある。  
そのため、事後調査等において底層溶存酸素量の調査を行い、本事業による環境影響が確認された場合は、追加の環境保全措置を講ずること。

## 〔生態系〕

### ＜動物＞

- (1) オオシャミセンガイについては、「レッドリストくまもと 2024」において、絶滅危惧 I A 類に分類されているため、環境保全措置の実施に当たっては、専門家の意見等を踏まえて、効果的かつ効率的な方法を検討すること。

### ＜植物＞

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺では、「レッドリストくまもと 2024」において、絶滅危惧 I A 類に分類されるハマボウフウ等の重要な海岸植物の生育が確認されている。

本事業が海岸植物に及ぼす影響として、生育場所の改変による直接的な影響のほか、埋立地の存在に伴う潮流及び水質の変化による間接的影響が想定される。このうち、間接的な影響については、潮流シミュレーションの結果から流速変化等が埋立区域近傍に限られ、海岸植物への影響は小さいと予測されている。

しかしながら、潮流シミュレーションには不確実性が伴うため、事後調査等による埋立地周辺の海岸植物の生育状況の継続的な把握を検討するとともに、本事業による環境影響が確認された場合は、追加の環境保全措置を講ずること。